

すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平



# 平成29年1月 議会月例報告会

すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平

平成29年1月19日  
福祉あんしん課

(すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平)

## □報告事項名

台階更変

1 琴浦町介護予防・日常生活支援総合事業について  
(音楽扶業事ひんズ・I 對支要)

2 第13回認知症をささえるまちづくりフォーラム  
(世財藝介問胡胡干藝介)  
スピーサー壁酒飯  
(世財藝介酒飯胡干藝介)

(S・I 對支要)  
ママトマ・藝音問胡  
よがそ資具用掛節

スピーサー藝介  
(る〜I 對支要)  
スピーサー酒人華器飯  
藝介問胡  
藝介酒飯  
ママトマ・藝音問胡・トマスイーエン  
よがそ資具用掛節

専採用味るよこ華基の師前琴

専採用味るよこ華基の国の君一団全

アパの音楽扶 S

すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平

アパの専採用味 3

すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平  
すまひは變なバ>」のスピーサー胡干藝介の月々平

円748、1 ⇐ 前貸  
円481、1 ⇐ 前貸

よがそ資具、も器手 4

専採用味るよこ華基の師前琴  
専採用味るよこ華基の師前琴

# 琴浦町介護予防・日常生活支援総合事業について

平成 29 年 4 月から介護予防サービスのしくみが変わります



要支援 1、2 に認定されている方（要支援認定者）の介護予防サービスのしくみが一部変わります。介護予防サービスのうち「訪問介護」と「通所介護」が、現在と同様のサービス内容で「琴浦町介護予防・日常生活支援事業（総合事業）」に移行されます。

また、4 月以降に基本チェックリストにより「事業対象者」と判断された方も総合事業を利用できます。

## 1 琴浦町の介護保険サービス（平成 29 年 4 月から）

		変更部分
<b>介護サービス</b> (要介護 1～5) 施設等入所サービス 訪問介護 通所介護 ショートステイ・訪問看護・デイケア 福祉用具貸与など	<b>介護予防サービス</b> (要支援 1・2) ショートステイ 訪問看護・デイケア 福祉用具貸与など	<b>総合事業</b> (要支援 1・2 及び事業対象者) 訪問型サービス (介護予防訪問介護相当) 通所型サービス (介護予防通所介護相当)
全国一律の国の基準による利用料等		琴浦町の基準による利用料等

## 2 対象者について

総合事業を利用できる人は、次のとおりです。

○平成 29 年 4 月以降に、新規、区分変更または更新により「要支援 1.2」の判定を受けた方。

○平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方。

※「事業対象者」は、簡易なチェックリストで判定でき、サービス利用がスムーズになりますが、総合事業のみの利用となりますので、福祉用具貸与など介護予防サービスの利用希望の方は従来どおりの認定申請が必要となります。

## 3 利用料について

従来、月額報酬（定額制）とされていましたが、総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」については、サービス利用実績に応じた報酬設定の観点から原則として、1 回当たりの単価設定による報酬とします。

これにより、ほとんどの利用者が、従前と同様またはそれ以下の利用料負担となります。

例： 要支援 1 の利用者が 1 カ月に 3 回通所介護を利用した場合。（1 割負担の場合）

従前 ⇒ 1,647 円

移行後 ⇒ 378 円×3 回 = 1,134 円

## 4 手続き、相談など

要支援認定を受けている人⇒担当ケアマネジャーに相談等。

新規の方など⇒福祉あんしん課内地域包括支援センターに相談等。

# 第13回 認知症をこせえるまちづくりフォーラム

～認知症になっても安心な地域づくりをめざして～

認知症は誰もがなる可能性のある病気です。もし、自分が、自分の家族が、認知症になってしまったら？

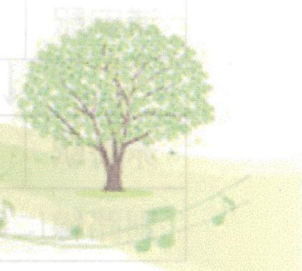
認知症の人とその家族が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、自分に、そして地域で何ができるのか一緒に考えてみませんか？

日時 平成29年2月12日(日)

午後1時30分～3時30分

会場 まなびタウンとうはく

4階 多目的ホール



講演 認知症になっても安心して暮らせる町をめざして  
～今日から私たちにできること～

講師：鳥取大学医学部附属病院神経内科

鳥取県基幹型認知症疾患医療センター長 和田 健二さん

発表 認知症カフェの取り組み紹介  
認知症サポーターによる寸劇



\*琴浦ふれあい作業所、小規模作業所東伯けんこうの販売や  
介護予防教室の作品展示もあります。

※ことうら健康ポイントラリーの対象です！

主催：琴浦町

後援：鳥取県

山陰認知症ケア研究会

日本認知症グループホーム協会鳥取県支部

琴浦町社会福祉協議会

琴浦町教育委員会

【問合せ先】琴浦町役場福祉あんしん課内 地域包括支援センター 電話：52-1525

【参考：公共交通機関（町営100円バス、乗合タクシー、JR時刻表）】

### 赤碕方面から

○行き

◆ことうら町営バス

船上山	12:38
-----	-------



赤碕駅	13:06
-----	-------

JRに乗り換え

予約型乗合タクシー

上中村	12:45
-----	-------



赤碕駅	13:06
-----	-------

**\*必ず予約をしてください。**

◆JR山陰線上り

赤碕駅	13:24	→	浦安駅	13:29
-----	-------	---	-----	-------

○帰り

◆町営バス 海岸線

浦安駅	16:43
-----	-------



赤碕駅	17:16
-----	-------

別路線に乗り換え



赤碕駅	16:45
	17:48



船上山	17:14
	18:17

予約型乗合タクシー

赤碕駅	17:31
-----	-------



上中村	18:00
-----	-------

**\*必ず予約をしてください。**

◆JR山陰線下り

浦安駅	16:29	→	赤碕駅	16:37
浦安駅	17:07		赤碕駅	17:11

### 東伯方面から

○行き ことうら町営バス

野井倉	12:17	上法万	11:54	福永	12:58	二軒屋	11:20
↓		↓		↓		↓	
浦安駅	12:50	浦安駅	12:17	浦安駅	13:15	浦安駅	11:29

○帰り ことうら町営バス

浦安駅	16:05	浦安駅	16:05	浦安駅	16:30	浦安駅	16:22
↓		↓		↓		↓	
浦安駅	17:20	浦安駅	17:20	浦安駅	16:30	浦安駅	16:22
↓		↓		↓		↓	
野井倉	16:39	上法万	16:22	野田	16:59	二軒屋	16:31
	17:54		17:37				

※路線によっては止まらないバス停があります。各路線のバス停留所・乗車時刻は琴浦町営バス路線時刻表をご確認ください。